

令和2年5月11日

保護者の皆様へ

北九州市子ども家庭局

家庭保育を実施した際の保育料の減額について（期間の延長）

新型コロナウイルス感染症に関し、ご家庭での保育（家庭保育）にご協力いただいた場合、保育料が減額されますが、緊急事態宣言の期間延長に伴い、対象期間が5月31日まで延長されましたのでお知らせします。

1 減額の対象者

認可保育所、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業）を利用する0～2歳児クラスの児童

※ただし、保育料が0円の児童は対象外です。

2 対象要件

令和2年4月8日～5月31日までの期間で、1日以上欠席した場合

※欠席の理由は問いません。土曜日の欠席も減額の対象とします。

3 計算方法

欠席日数に応じて日割り計算をします。

※減額前の月額保育料を一旦お支払いいただき、別途差額分を還付します。

4 手続き

保護者の方が行う手続きはありません。

施設が各区役所に登園状況を報告し、減額後の保育料を算定します。

5 保育料の還付方法

（1）認可保育所

市から口座振替にて還付を行います。

保育料を口座振替で納めている方は、その口座へ還付します。

保育料を納付書で納めている方は、別途、区役所から還付先口座の確認をさせていただきます。

（2）認定こども園、地域型保育事業

在園施設から還付を行います。

【お問い合わせ先】

○保育料減額の全般に関すること

子ども家庭局 幼稚園・こども園課

582-2550

○還付先口座に関すること

各区役所 保健福祉課